

記載例

平成24年(ワ)第1000号  
原告 ●●●●  
被告 株式会社○○ 外1名

① 訴状や口頭弁論期日呼出状に記載されている  
事件番号, 当事者名を記入してください。

② 本書面の作成日 → 平成 ★年 ★月 ★日

松江地方裁判所民事部 御中  
 松江地方裁判所 \_\_\_\_\_ 支部 御中  
 \_\_\_\_\_ 簡易裁判所 御中

③ 提出先の□にチェックを入れてください。

④ 該当する□にチェックを入れて  
ください。

氏名 (法人の場合は法人名・代表者名)

原告  被告

株式会社○○

代表者代表取締役 ○○ ○○



⑤ 押印をしてください。

移送申立書

申立ての趣旨

本件を,

★★ 地方裁判所  
 \_\_\_\_\_ 地方裁判所 \_\_\_\_\_ 支部  
 \_\_\_\_\_ 簡易裁判所

⑥ 移送先の□にチェックを入れ,  
必要事項を記入してください。

に移送するとの裁判を求める。

申立ての理由

⑦ 移送申立ての理由を具体的に記入してください。

★・・・

<参考条文>

- ・民訴法第16条…裁判所は、訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。
  - 2 地方裁判所は、訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。ただし、訴訟がその簡易裁判所の専属管轄（当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。）に属する場合は、この限りでない。
- ・民訴法第17条…第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。
- ・民訴法第18条…簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。
- ・民訴法第19条…第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者の申立て及び相手方の同意があるときは、訴訟の全部又は一部を申立てに係る地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。ただし、移送により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとき、又はその申立てが、簡易裁判所からその所在地を管轄する地方裁判所への移送の申立て以外のものであって、被告が本案について弁論をし、若しくは弁論準備手続において申述をした後にされたものであるときは、この限りでない。
  - 2 簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない。ただし、その申立ての前に被告が本案について弁論をした場合は、この限りでない。
- ・民訴規則第7条…移送の申立ては、期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。
  - 2 前項の申立てをするときは、申立ての理由を明らかにしなければならない。